

# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## 施策の大綱が目指すまちのイメージ

### ■快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した「快適に過ごせるまち」を目指します。

#### 基本施策の大綱

### 快適さを支える生活基盤の向上

#### 基本施策

魅力的な都市空間の形成

住環境の向上

上下水道の充実

道路の保全・整備

地域公共交通の充実

防災・減災対策の強化

消防力・地域安全の充実

脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と  
循環型社会の構築

自然との共生

歴史文化を生かしたまちづくりの推進



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (1) 魅力的な都市空間の形成



## 目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

## 現状と課題

(1)

魅力的な都市空間の形成

- 本市は、古くより交通の要衝として発展し、新名神高速道路の県内区間全線開通等による高速道路網の強化や鈴鹿亀山道路の都市計画決定、リニア中央新幹線県内駅位置候補の決定等、その重要性はますます高まっています。一方、市内においては、都市機能の向上を図るため、その重要な役割を担う駅前高塚線等の都市計画道路の整備の必要性も大きくなっています。持続的に発展するためには、こうした将来的な都市形成に影響を与える様々な動向等を踏まえつつ、本市の都市づくりを進めていくことが重要です。
- 市北東部を中心に宅地造成等による人口増が進行し市街地の拡散が進む中、都市拠点における求心力を高めるため、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めています。今後も既存の都市機能やインフラ等を生かしたコンパクトで効率的な都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、JR亀山駅・井田川駅・関駅の3駅を中心に、様々な都市機能が集積し都市拠点が形成されています。こうした中、JR亀山駅周辺地域においては、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるため、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の再生に取り組んでいます。今後はこれらの取り組みを礎として、中心的市街地の活性化を図るとともに、他の都市拠点においても、拠点性の再生に向けた取り組みが求められます。
- 本市は、東海道を中心に市街地が形成され、当時の城下町や宿場町の姿が継承されており、これらの歴史的まちなみの維持、継承等による地域の特色を生かした景観は、都市形成上、重要な役割を担っています。今後も歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めることが重要です。
- 近年、小規模な宅地開発の増加により、小規模な公園・緑地が増加する一方、既存の都市公園については老朽化が顕著となっています。市民が憩いの場や健康づくりの場として利用できるよう、施設の老朽化対策や安全対策を講じるとともに、多様な主体と連携した維持管理を進めていく必要があります。

## ■土地利用状況（平成30年度）

（単位：ha）

	宅地				非宅地			合計
	住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	624.03	83.50	433.08	1,140.61	1,455.91	3,850.48	5,306.39	6,447.00
用途指定地域	277.01	41.90	283.06	601.97	89.91	457.52	547.43	1,149.40
用途指定地域外	347.02	41.60	150.02	538.64	1,366.00	3,392.96	4,758.96	5,297.60

（資料：都市整備課）

## 施策の方向

### ① 計画的な土地利用の推進

- ◆交通の要衝として、広域交通網の強みを生かした計画的な都市づくりを推進します。
- ◆持続可能な都市構造とするため、コンパクトプラスネットワーク\*<sup>1</sup>による都市づくりを推進し、都市施設や居住等の適切な誘導を図ります。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、教育、文化、観光等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路の整備促進や用途地域等の見直しを進めます。

### ② 活力ある市街地の形成

- ◆中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、市街地再開発事業を促進するとともに、周辺施設の整備を進めます。
- ◆JR亀山駅・関駅・井田川駅を中心とする拠点への都市機能の誘導を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。
- ◆都市拠点周辺の既成市街地の空洞化を防止するため、まちなかへの居住誘導を促進します。
- ◆市街地等において、地籍の明確化を進めることにより、土地利用を促進します。
- ◆市街地における快適性と回遊性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりや憩いの場としての道路空間の確保を推進します。

### ③ 安らぎのある都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承等による地域の特色を活かした景観形成を図ることにより、魅力的でやすらぎのある、絵になるまちの都市形成を推進します。
- ◆都市公園において、子どもから高齢者までが憩いの場や健康づくりの場等として安心して利用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。また、身近な憩いの場として愛着の持てる公園・緑地を目指し、地域住民や企業等様々な担い手の参画による公園・緑地の管理を促進します。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
新たに指定した用途地域の地区数（累計）	—	4地区 (令和7年度末現在)
新たに指定した景観形成重点・推進地区の地区数（累計）	—	2地区 (令和7年度末現在)

\*1 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (2) 住環境の向上



## 目指す姿

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

## 現状と課題

- 本市では、内陸工業都市として発展する中で、昭和40年代半ばからみどり町・みずほ台・泉ヶ丘等の大規模な住宅団地が造成され、多くの市民が戸建て住宅を取得しました。この時期に建てられた住宅や郊外の農家住宅等の中には老朽化したものや空き家となったものもあり、建替えや耐震化等により良質な住宅に転換させることが課題となっています。
- 本市では、誰もが安心して快適に暮らせるよう、低額所得者や高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の居住の確保を図ってきました。人口減少や高齢化が見込まれる中、今後も引き続き住宅セーフティネットの確保を図っていく必要があります。
- 本市の市営住宅は老朽化が進行しており、このうち耐震・耐火構造を有する住宅については、継続して使用する一方、老朽化が著しい住宅については、供給戸数の拡大と併せて安全確保や効率性の観点から、民間借上住宅への住み替え等を行っています。今後も長期的な視点から、民間住宅を活用し供給戸数の確保を行う必要があります。
- 本市では、住環境の安全性や快適性を高めるため、木造住宅の耐震化や狭あい道路の解消に取り組んでいます。近年、地震や豪雨等の災害が頻発する中、宅地における防災対策の重要性はますます高まってきており、これまでの取り組みに加え、国・県との連携を強化し、一層の安全対策を図っていく必要があります。
- 全国的に空き家の増加が進む中、本市においても住宅の老朽化が進み、空き家対策が課題となっています。こうした中、本市では空き家等に関する対策の推進を図るため、「亀山市空き家等対策の推進に関する条例」を制定し、良好な生活環境及び地域の美観の維持に努めるとともに、空き家情報バンク制度による情報提供等を通じて空き家の利活用を促進する取り組みを進めています。引き続き、空き家の適正管理と利活用の両面から、空き家対策を総合的に推進していく必要があります。また、適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き地は、環境・景観の阻害等の問題を生じさせ、生活環境への悪影響が懸念されることから、良好な生活環境を維持するための取り組みが求められます。

## ■住宅耐震化の状況（推計値）

(単位：戸)

	平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年
昭和55年以前建築戸数（耐震性あり）	1,599	1,496	1,416	1,418	1,421
昭和56年以降建築戸数	12,890	14,510	16,470	16,670	16,870
耐震性のある住宅戸数合計	14,489	16,006	17,886	18,088	18,291
耐震化率	79.1%	83.0%	89.1%	89.7%	90.3%
住宅総戸数	18,320	19,290	20,070	20,161	20,252

(資料：建築住宅課)

## 施策の方向

### ①住宅セーフティネット\*1の確保

◆老朽化の進む市営住宅からの住み替えを進めるとともに、民間の賃貸共同住宅の活用を通じて、住宅確保要配慮者に必要な住居を提供し、住宅セーフティネットの確保に努めます。

### ②安全・快適な住環境の整備

◆木造住宅の耐震化や除去等を促進するとともに、宅地等の耐震化を推進することで、安全な住環境の確保に努めます。

◆狭あい道路沿線における住宅建築等に伴う道路後退を支援するとともに、市民の理解と協力のもと区間単位（路線単位）での道路後退が進むよう支援し、安全な住宅地の形成を促進します。

### ③空き家・空き地の対策・利活用

◆良好な住環境を維持するため、空き家の建て替えや耐震化等にかかる助言や指導を行います。また、空き地の利活用促進や所有者等の適正管理に対する当事者意識を醸成します。

◆空き家の有効活用を図るため、空き家情報バンク制度等を通じ、適切に空き家情報を提供します。

◆空き家の改修に対する支援を行い、空き家の再生を促進します。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
民間借上型市営住宅件による供給戸数（累計）	82戸 (令和2年度末現在)	130戸 (令和7年度末現在)
木造住宅の耐震化率	90.3% (令和2年度)	95.0% (令和7年度)
空き家が利活用された件数(累計)	23件 (令和2年度末現在)	70件 (令和7年度末現在)



\*1 低所得者、高齢者、障がい者など住宅を確保するのが困難な人に対して、その居住を支援するしくみのこと。



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (3) 上下水道の充実



## 目指す姿

市民が、生活環境の改善を図り、良好な水環境の中で、おいしい水を利用しています。

## 現状と課題

- 本市の上水道事業は、昭和41年の給水開始時から既に50年以上が経過し施設の老朽化が進行する中、漏水事故や設備故障の頻発化、住宅開発の増加等による一部地域での水圧・水量の低下等が見られるとともに、管路の耐震化や施設の浸水対策等の必要性が高まっており、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後も安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的・効率的に施設の増強や防災対策を講じていく必要があります。
- 本市は、健全な生活環境や公共用水域を保全・維持するため、公共下水道の未普及地域での整備に取り組んでおり、汚水処理人口普及率は令和2年度末で88.6%に達しています。今後も良好な水環境を維持するため、県の流域下水道の整備事業と連携しながら供用区域の拡大と接続率の向上を図っていく必要があります。また、整備から長期間が経過し、老朽化の進む公共下水道処理施設や農業集落排水施設については、改築工事や他の施設との統廃合を行うなど、計画的かつ効率的な維持管理を行っていく必要があります。
- 本市においては、多発するゲリラ豪雨や台風等による浸水被害の軽減を図るため、適切に雨水が排除できるよう下水路等の雨水排水路を整備し、計画的に機能向上を図りながら維持管理に努めていく必要があります。
- 本市の上水道事業では、水道料金の改定による財源の確保や、クレジット収納等の導入による水道料金納付の利便性や収納率の向上に取り組むなど、経営の健全化に取り組んでいます。また、下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、設備の老朽化や耐震化への対応を行いつつ収納率の向上等を図りながら、令和4年4月から下水道事業会計として会計を一本化し、健全な運営を維持しています。今後、施設の老朽化や耐震化、浸水等の災害対策経費がさらに増大し人口減少に伴う使用料収入の減少も予想されることから、引き続き効率的な財源確保に取り組むとともに、料金見直しの必要性についても検証を行う必要があります。

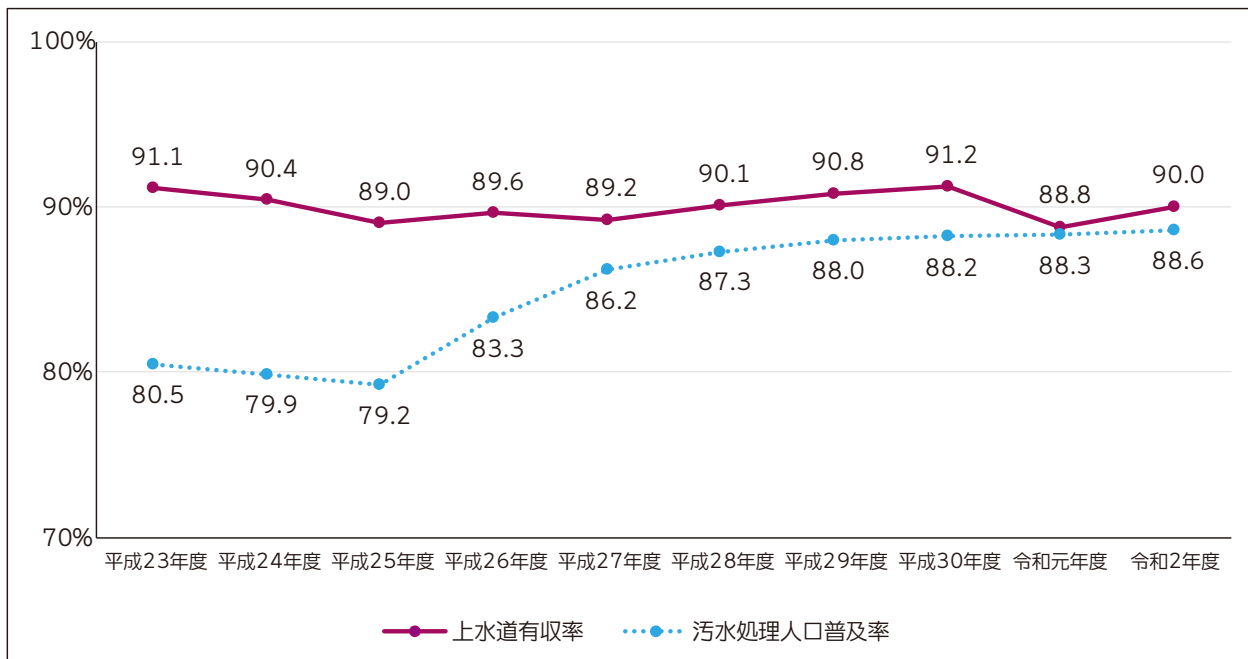
1

快適さを支える生活基盤の向上

(3)

上下水道の充実

■上下水道有収率・汚水処理人口普及率の推移



(資料：水道事業会計決算書、下水道課)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (3) 上下水道の充実

## 施策の方向

## ①安全でおいしい水の安定供給

- ◆老朽化した水道管の耐震化を図ることで、地震災害発生時における水道施設への被害を軽減し、非常時に一定の給水が確保できるよう進めるとともに、水害からの被害を軽減できるよう浸水対策を進めます。
- ◆給水需要に応じた水道管の増径工事やループ化を行うことで、水圧・水量低下を解消するとともに、道施設台帳を活用し、水道施設・設備の適切かつ計画的な維持管理・更新に努めます。
- ◆安全な水質及び安定した供給を継続していくため、継続的な安全性の強化と水質監視体制の強化を図ります。

## ②生活排水対策の推進

- ◆公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進し、供用開始区域の拡大を図ります。
- ◆公共下水道については、供用開始区域における接続率の向上と適正な処理施設の維持管理に努めるとともに、農業集落排水施設等については、各処理施設の改修や公共下水道への編入等を進めます。
- ◆公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆計画的な排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理により雨水排水の機能向上を進めることで、内水被害の軽減を図ります。

## ③上下水道事業の健全経営

- ◆水道事業については、健全経営を図るため、財政状況を十分に考慮し、継続的な経費削減等、効率的な運営に取り組み、収納率の向上に努め、財源の確保を図ります。
- ◆下水道事業については、効率的な事業運営に努めるとともに、財政的自立に向け、下水道事業経営戦略の適宜見直しと管理コストの縮減を図りながら、中長期的な視点を持った運営を行います。





## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
上水道の有収率* <sup>1</sup> （北中勢水道を除く）	90.0% （令和2年度）	92.3% （令和7年度）
汚水処理人口普及率	88.6% （令和2年度末現在）	89.1% （令和7年度末現在）
水道事業会計の経常収支比率* <sup>2</sup>	120.67% （令和2年度）	114.00% （令和7年度）
下水道事業会計の経常収支比率	104.21% （令和2年度）	100.00% （令和7年度）



\*1 供給した配水量に対し、料金徴収のあった水量の割合をいう。

\*2 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財源構造が弾力性に富んでいることを示す。

## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (4) 道路の保全・整備



## 目指す姿

市民が、保全・整備された道路を利用して、安全で快適に生活を送っています。

## 現状と課題

- 亀山・関テクノヒルズ等の産業集積地と中心市街地を結ぶ幹線道路で、平成18年（2006年）から整備を続けてきた県道亀山関線及び市道野村布気線が令和元年（2019年）7月に供用開始され、本市の幹線道路網の充実が図られるとともに、JR亀山駅を中心とする中心市街地を環状に囲むことで都市拠点の利便性の向上を担う「亀山環状線」については、全線開通に向け市道と賀白川線の国道1号亀山バイパス以北の整備を進めています。幹線道路は、都市の形成や成長にとって重要な骨格となるものであることから、早期の供用開始に向け、着実に整備を進めていく必要があります。
- 生活道路の整備は、住民の安全と利便性に加え、地震等災害時の避難・救命活動に関わることから、幹線道路との接続道路や防災及び交通安全の観点から必要性の高い道路の整備を優先的に取り組んでいます。今後も引き続き、優先順位をつけながら道路の改良を行い、地域の道路利用者の安全性や利便性の向上を図っていく必要があります。
- 本市では、地震等災害時における橋梁の安全性を確保するため、平成23年度に策定した橋梁耐震化補強事業計画に基づき耐震化を進めており、高速道路・鉄道に架かる橋梁や通学路等の防災上重要となる橋梁の耐震対策は概ね完了しています。また、建設から長期間が経過し、老朽化している橋梁も多く存在しており、橋梁の維持管理コストの削減を図るため、長寿命化にも計画的に取り組んでいます。近年、国による国土強靱化の推進等、道路施設における事前防災・減災の重要性が高まっており、予防保全的かつ計画的な修繕と耐震対策を一体的に行いながら、効率的な維持管理を図る必要があります。
- 本市では、住宅団地の開発の増加に伴い、管理すべき市道についても年々増加していますが、現在管理している市道の中には交通量の極めて少ない道路も存在しています。将来、全ての市道を同じ水準で維持管理することは人的・財政的な面から困難になるため、地域やボランティアとの協働による保全・整備等、道路施設の持続可能な管理の在り方について、整理していく必要があります。

## ■道路の状況（令和3年4月1日現在）

区分	路線数	実延長 (m)	改良状況 (m、%)		舗装状況 (m、%)		車走行不能延長 (m)
			改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率	
国道	2	33,286	33,286	100.0	33,286	100.0	0
県道	20	101,822	82,179	80.7	101,822	100.0	0
市道	1,819	550,073	341,033	62.0	518,904	94.3	79,788

(資料：建設管理課)

1

快適さを支える生活基盤の向上

(4)

道路の保全・整備

## 施策の方向

### ①幹線道路の整備

- ◆都市拠点の利便性向上と、市街地の円滑な交通処理を行うため、事業計画を適宜見直すなど周辺状況に応じた市内環状道路の整備を進めます。
- ◆居住誘導区域内の宅地開発沿線地や産業拠点において広域交通網との接続性の向上を図るため、地域の交通量に応じた道路整備を行います。

### ②生活道路の充実

- ◆地域の道路利用者の安全性や利便性の向上を図るため、地域の実情に応じた道路拡幅等の道路改良に取り組みます。

### ③安全に配慮した道路施設の充実

- ◆歩行者の誰もが安心して円滑に移動できるよう、安全性の向上を図るため、通学路を中心に公安委員会等と連携して歩行空間の保全・整備を行うとともに、交通安全施設の充実に努めます。

### ④道路の適切な維持管理

- ◆予防保全型<sup>\*1</sup>の考え方を取り入れながら、老朽化の進む道路施設の効率的・効果的な維持管理を進めます。
- ◆橋梁の修繕費用の縮減と予防保全を図ることができるよう、橋梁修繕と耐震化の一括施工や点検・修繕の平準化等を行うことにより、計画的に橋梁の長寿命化・耐震化を進めます。
- ◆地域や道路美化ボランティア団体等との協働による道路環境美化に努めるとともに、取り組みの一層の拡充を図ります。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
交通安全施設の新設件数（累計）	—	60件 (令和7年度末現在)
事前防災・減災のために施行した道路施設の件数 (累計)	—	14件 (令和7年度末現在)

\*1 インフラの管理手法で、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う手法のこと。

## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (5) 地域公共交通の充実



## 目指す姿

市民が、身近な公共交通を利用して、安全で快適に生活を送っています。

## 現状と課題

- 全国的に高齢化の進行が深刻化する中で、移動が困難な市民への移動手段の確保が課題となっており、地域公共交通網の効率的・効果的な形成が求められています。また、公共交通の利用を促進することは、CO<sub>2</sub>排出量の削減にもつながり、脱炭素社会\*<sup>1</sup>の実現に寄与します。本市では、これまでバス路線のルート再編を進めるとともに、平成30年度には新たな地域の公共交通手段としてバスとタクシーの中間的なサービスである乗合タクシー制度「のりかめさん」を導入し、交通空白地域の解消並びに公共交通網の充実に努めてきました。今後は、公共交通においても「Ma a S\*<sup>2</sup>」をはじめDX\*<sup>3</sup>によるモビリティ革命が確実に進んでいくことから、利便性の向上とともに新たな技術やサービスを利用した総合的な地域公共交通の更なる充実が必要です。
- JRに対する利便性向上の要望や鉄道の利用促進事業に取り組んでいますが、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、市内JR駅の乗車人員は伸びていません。一方、交通系ICカード\*<sup>4</sup>「TOICA」に続き「ICOCA」のエリア拡大によりJRの利便性は向上しており、路線バスにおいても交通系ICカードの活用によりスムーズでスマートな支払いが可能となっています。今後は、JRに対する利便性向上のための要望活動を継続することに加え、にぎわい再生と都市機能の向上に向け整備が進むJR亀山駅周辺をはじめ交通拠点となる井田川駅や関駅等において、乗合タクシーとの連携強化をはじめ、減少傾向にある鉄道や路線バスの利用者の更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 本市では、コミュニティ系バス路線の再編や乗合タクシーの導入を実施し、その結果、公共交通の利用者は、横ばい状態を維持していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後は、その影響から大幅な減少となっています。今後は、人口減少や高齢化の進展、感染症等の影響等により、地域の公共交通に対するニーズの変化が予想されることから、身近な公共交通を効果的に活用し、地域の実情に応じたデジタル化の急速な進展、ニューノーマルに対応した移動手段を確保していく必要があります。

\*1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をゼロにする社会のこと。政府は2050年までに温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

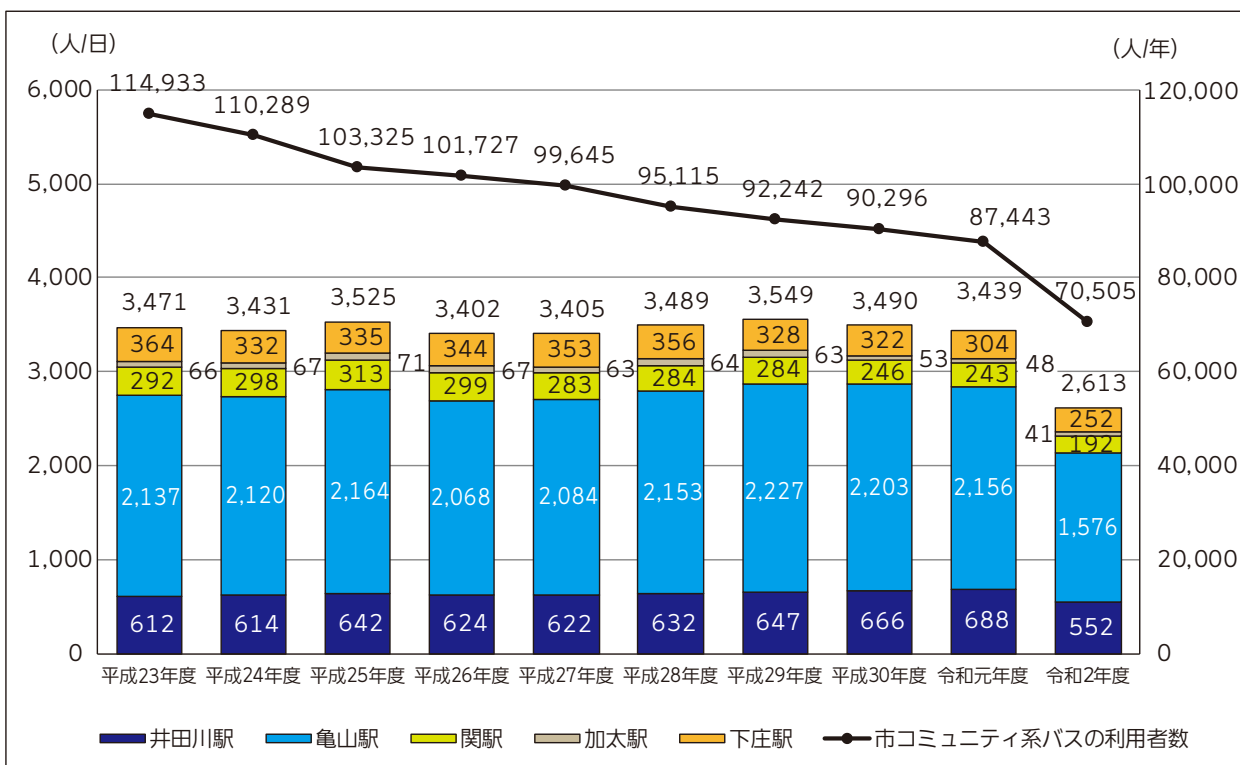
\*2 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

\*3 Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略。進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

\*4 あらかじめ現金をチャージしておき、カードを改札にかざすことで自動的にお金が引き落とされ、電車やバスなどの交通機関に乗ることができるカードのこと。交通機関により発行される。



■ JR各駅別旅客乗車人員（1日平均）及び市コミュニティ系バスの年間利用者数の推移



(資料：三重県統計書、政策推進課)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (5) 地域公共交通の充実

## 施策の方向

## ①地域公共交通ネットワークの強化

- ◆コミュニティ系バスや乗合タクシー等様々な交通手段により、都市拠点と居住地を結ぶ総合的な地域公共交通網について、多面的な視点から更なる充実を図ります。
- ◆少子高齢化や人口減少等地域の实情やニーズの変化に合わせて、身近な公共交通の確保に取り組むとともに、デジタル技術を活用した効率的・効果的な運行の実現を目指します。
- ◆身近な地域公共交通を利用して、中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺地域へスムーズに移動できるよう、JR亀山駅を結節点とした交通ネットワークの強化を図ります。

## ②公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ◆来訪者や市民の広域的な移動の利便性を高めるため、県、沿線自治体及び関係団体と連携し、JRに対し、利便性の向上について働きかけを行います。
- ◆交通事業者や市内企業、関係団体との連携・協働による利用促進活動を展開し、利用者数の増加に努めるとともに、非接触の電子決済の利用促進やニーズの高いデマンド型の乗合タクシーの充実等により公共交通機関の利便性向上につなげます。
- ◆利用者の利便性向上のため、鉄道、営業路線バス、コミュニティ系バス、乗合タクシーのそれぞれの公共交通間の接続強化に努めます。
- ◆鉄道遺産等沿線の地域資源の活用や情報発信、地域づくり活動など、地域活性化の取り組みと連動した公共交通の利用促進を図ります。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
市内バス路線の利用者総数	231,999人 (令和2年度)	309,000人 (令和7年度)
乗合タクシーの利用者数	3,741人 (令和2年度)	7,200人 (令和7年度)
市内の鉄道駅の乗車人員(1日平均)	2,613人 (令和2年度)	3,400人 (令和7年度)

① 快適さを支える  
生活基盤の向上

(5) 地域公共交通の充実





## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (6) 防災・減災対策の強化



## 目指す姿

市民が、自然災害への備えにより、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

## 現状と課題

- 本市に甚大な被害を及ぼすと想定される地震は、養老一桑名一四日市断層帯等を震源とし、局地的な被害を特徴とする内陸断層型（直下型）地震と、南海トラフ\*<sup>1</sup>沿いで発生し、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震があり、本市の予想最大震度はいずれも震度6強と推計されていることから、強震動対策を中心とする防災・減災対策の推進が喫緊の課題となっています。また、本市には鈴鹿川、安楽川等の河川が流れ、山地や丘陵地が多いことから、浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域であり、加えて近年襲来する台風が巨大化し、集中豪雨も多発するなど、その脅威は年々増えています。これらの地震及び風水害に備えるため、本市では災害対策基本法に基づく「亀山市地域防災計画」を策定し、市民、地域、行政等がそれぞれの責任と役割のもと自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めています。
- 本市では、災害発生に備え、橋梁や河川、ため池の耐震化等を進めるなど災害に強いまちづくりを展開しています。また、「公助」を充実・強化するために職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時における応急、復旧対策等を円滑に行うため、優先的に実施すべき業務をあらかじめ特定し、限られた人員で業務を継続する体制を確保しています。さらに、市のリソースだけで災害対応ができない場合を想定し、他の自治体等との災害時応援協定\*<sup>2</sup>の締結、人的・物的支援の受援体制の整備を行っています。引き続き、災害時において、速やかに適切な対応がとれるよう、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時応援協定の締結拡大を行いつつ、協定に基づく連携強化等を進める必要があります。また、武力攻撃、大規模テロ等が発生した場合においては、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する必要があります。
- 本市では、防災環境の充実のため、指定避難所の空調設備の整備や防災備蓄品の定期的な更新等を行っています。引き続き、避難所の環境整備、防災資機材・備蓄品の充実を図るとともに、今後は、行政DX\*<sup>3</sup>の進展や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市民への防災情報伝達の強化や、自然災害と感染症との複合災害に備えた避難所対応が求められます。
- 災害時においては、自らの身の安全は自らが守り、自分たちの地域を自分たちで守る取り組みが重要であることから、風水害・地震災害に対応した本市独自の総合防災マップの作成・配布や防災情報の発信等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っています。また、自主防災組織の結成促進・活動支援や、地域における防災訓練の開催、高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者名簿の作成等を通じ、地域の防災力の向上を図っています。このような中、自主防災組織の結成率は近年80%程度で推移していること等から、引き続き、自主防災組織の充実等により、「自助・共助」による地域の防災力の向上に取り組む必要があります。
- 本市では、令和2年度に亀山市国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害に対する防災・減災

\*1 四国の南方海底にある深い溝（トラフ）のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して起こる巨大地震の発生が懸念されている。

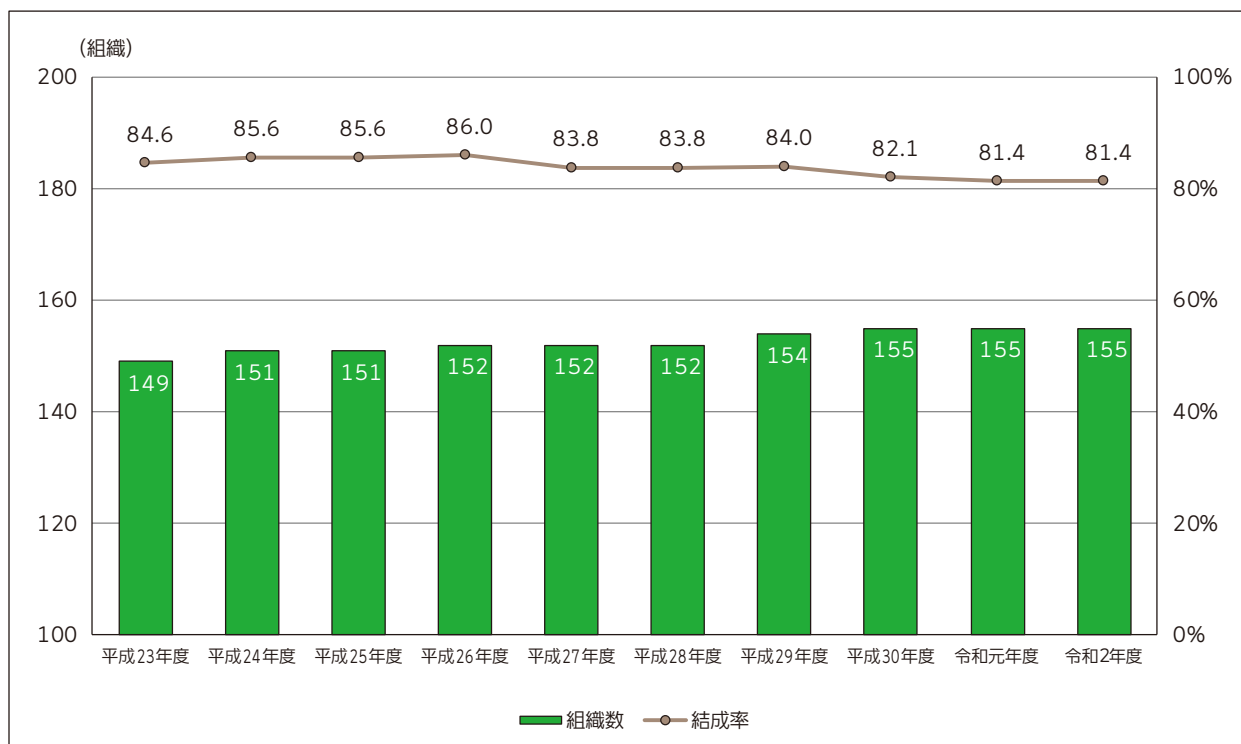
\*2 災害発生時に各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定のこと。

\*3 デジタル技術を活用した行政サービスの改革を進め、単にデジタル化だけではなく、デジタル技術を手段として有効活用することにより、社会をより良い方向へ変革する取り組みのこと。



の取り組みを進めています。引き続き、市民の生命・財産を守り、市民生活・地域経済に及ぼす影響を最小化できるよう、強くしなやかな地域づくりを進めていく必要があります。

■ 自主防災組織数と結成率の推移



(資料：防災安全課)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (6) 防災・減災対策の強化

## 施策の方向

## ①危機管理体制の強化

- ◆災害時において、速やかに的確な対応がとれるよう、气象台等と連携した教育・訓練等を継続的に実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し防災体制の充実を図ります。
- ◆応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、災害時応援協定<sup>\*1</sup>の締結拡大や協定に基づく連携強化を図るとともに、受援体制の整備を進めます。
- ◆市民等が安全に避難できるよう、学校や地域と連携・協力し、避難所の指定状況における課題や状況の変化に応じた見直しを進めます。
- ◆武力攻撃、大規模テロ等の発生時において、的確かつ迅速な国民保護措置を実施できるよう、危機管理体制の充実を図ります。

## ②防災環境の充実

- ◆災害時において、様々な状況や人々に対し避難所機能を発揮できるよう、空調整備やユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>の充実等、避難所の施設環境の整備を図るとともに、防災資機材・備蓄品の充実を図ります。
- ◆迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、通信手段の重層化やデジタル化により総合的で実効性の高い防災情報伝達システムの整備を進めます。
- ◆自然災害と感染症との複合災害に適切に対応するため、感染症対策を講じつつプライバシーに配慮した避難所開設・運営を図ります。

## ③自助・共助を基本とした防災対策の推進

- ◆地域における防災・減災の取り組みを促進するため、自主防災組織の育成強化や結成率の向上を図るとともに、防災リーダー<sup>\*3</sup>の育成や出前講座の実施、地域での防災訓練への支援を通じ、自主防災力の強化を図ります。
- ◆地域における多様な主体が連携して防災・減災活動に取り組めるよう、地域の特性に応じた地区防災計画の策定を支援します。
- ◆高齢者や障がい者等が適切に避難できるよう、地域における避難行動要支援者への支援体制づくりを進めます。
- ◆総合防災マップや出前講座等様々な媒体や機会を通じて市民に防災関連情報を発信するとともに、子ども達への防災教育を進めることで、更なる防災意識の向上と知識の普及を図ります。
- ◆非常食や生活必需品等の家庭内備蓄や各家庭の「わたしの防災マップ」の作成等、自主的な備えを促します。

## ④災害に強いまちづくりの推進

- ◆大規模自然災害発生時において市民の生命や財産を守り、社会経済活動の維持を図ることができるよう、国土強靱化に向けた取り組みを計画的に進めます。

\*1 災害発生時に各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関の間で、または自治体間で締結される協定のこと。

\*2 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人々が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。2019（令和元）年10月より開始された。

\*3 自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

- ◆災害による被害を最小限に抑えるため、河川、排水路、ため池等の整備・防災啓発を図るとともに、土砂災害警戒区域等の危険箇所における安全対策を図ります。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
災害時応援協定の締結数（累計）	59件 (令和2年度末現在)	70件 (令和7年度末現在)
地区防災計画の策定件数（累計）	4件 (令和3年度末現在)	16件 (令和7年度末現在)
自主防災組織の結成率	81.4% (令和2年度末現在)	100% (令和7年度末現在)





## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (7) 消防力・地域安全の充実



## 目指す姿

市民が、生命・身体・財産を火災等から守られ、安心して暮らしています。

## 現状と課題

- 本市では、各種災害に対応するため、消防職員の人材育成に取り組むとともに、鈴鹿市とのほしご自動車の共同整備・共同運用をはじめ、消防設備・施設の計画的な更新・整備を進めています。今後も引き続き、複雑化・多様化する災害に的確に対応できるよう取り組むほか、大規模災害時には、近隣消防機関との連携等市域を超えた災害対応が求められています。
- 消防団が地域の消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、活動服の安全性向上等、装備の充実を図りました。一方、消防団施設については、適正な整備・配置を実現するため、長期的な視点に立って更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行う必要があります。さらに、消防団の担い手が不足していることから、消防団組織の再編及び団員の確保や教育訓練の充実に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、火災予防を強化するために、住宅用火災警報器の設置促進等住宅における防火対策を推進するとともに、火災の危険性が高い施設や、防火対策の必要性が高い施設に対して重点的に立入検査を実施し、施設の実態に応じた防火指導を推進してきました。今後も、火災等の災害を未然に防止するため、引き続き防火対策に取り組む必要があります。
- 本市では、救急搬送における救命率を向上させるため、救急救命士が行うことができる処置範囲の拡大に対応するなど救急隊員の知識と技術の向上を図っています。また、「鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援に関する覚書」による両市間での連携や、医療機関等との連携を強化するなど、救急体制の整備を進めています。今後も、新型コロナウイルス等の感染症対策や多種多様化する救急需要に適切に対応するとともに、市民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう啓発活動に取り組むことが重要です。
- 暴力追放都市を宣言している本市では、市民が安心して暮らすことができるよう、警察や亀山地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進め防犯環境の向上を図っています。また、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関と連携し、巧妙化の進む振り込め詐欺等の特殊詐欺による消費者被害を未然に防ぐよう努めています。今後も警察や関係団体との連携を深め、市民の暮らしを守る体制を強化することで、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。また、本市では国の第4次犯罪被害者等基本計画を受け、令和3年に亀山市犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減や生活の再建に向けて、支援窓口での相談体制や支援金等具体的支援策を整えました。引き続き、三重県や警察等関係機関と連携しながら、寄り添った支援を行っていく必要があります。
- 本市では、関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。しかしながら、交通事故は後を絶たないことから、交通事故のない社会を目指し、より積極的な啓発活動を行っていく必要があります。また、子どもが加害者となった自転車事故において多額の賠償命令が出された前例を踏まえ、被害者保護の観点から未成年者の損害賠償責任保険

1

快適さを支える生活基盤の向上

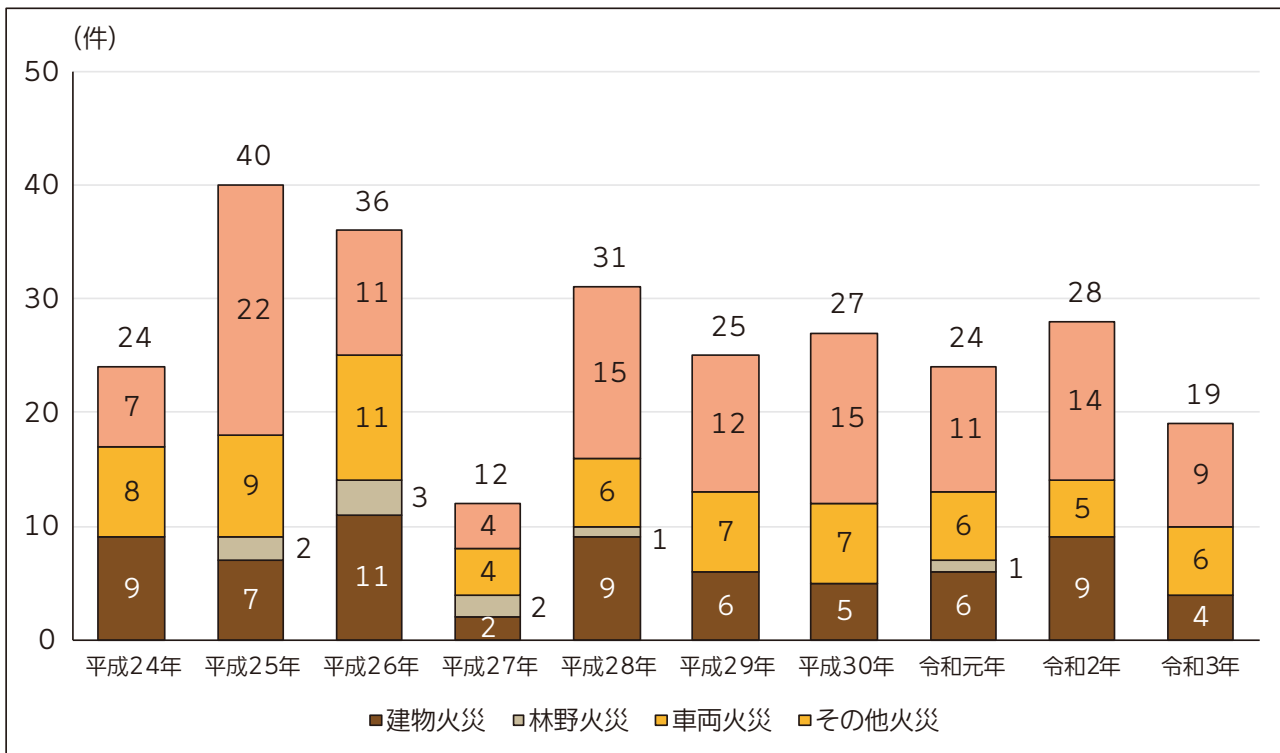
(7)

消防力・地域安全の充実



等への加入を促進し支援していく必要があります。

■火災発生件数と火災種別



(資料：消防総務課)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (7) 消防力・地域安全の充実

## 施策の方向

## ①消防体制の充実強化

- ◆各種災害に対応するため、消防職員の継続的な人材育成や関係機関との連携強化に取り組むとともに、計画的な施設・装備の充実を図ります。
- ◆広域的な災害対応力の強化を図るため、津市、鈴鹿市と共同で消防指令センターの整備を進めます。
- ◆消防団の活動を強化するため、団員確保や教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の再編をはじめ、施設・装備の更新等、消防団支援の充実を図ります。

## ②防火対策の強化

- ◆事業所等への防火査察を強化し、火災等の災害を未然に防止します。
- ◆火災予防のため、防火推進団体との連携や育成を通じて、防火思想の普及啓発に努めます。
- ◆家庭における火災被害の軽減のため、住宅防火対策を推進します。

## ③救命率の向上

- ◆救急隊員教育の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、応急手当の普及啓発に努めます。

## ④防犯・交通安全対策の推進

- ◆地域の体感治安の向上を図るため、関係機関等と連携し、防犯活動の促進と防犯ネットワークの強化を進めるとともに、防犯灯や防犯カメラの設置など地域の防犯環境の充実に努めます。
- ◆鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、消費生活に関する情報や身近な消費者トラブル事例等を市民へ周知をするとともに、消費者トラブル等から高齢者等を見守ることで、消費者被害の防止に努めます。
- ◆犯罪に巻き込まれた被害者等が安心して暮らすことができるよう、警察等関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の立場に立った支援を推進します。
- ◆交通事故の発生を抑制するため、亀山警察署等の関係機関と連携した交通安全活動を推進するとともに、未成年者の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
救急救命士等の有資格者の配置率	91.8% (令和3年度)	100% (令和7年度)
防火対象物への立入検査件数	160件 (令和3年度末現在)	260件 (令和7年度末現在)
交通事故死傷者数	65人 (令和2年)	50人以下 (令和7年)

① 快適さを支える  
生活基盤の向上

(7) 消防力・地域安全の充実





## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (8) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築



## 目指す姿

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指して行動しています。

## 現状と課題

- 2015年12月に開催されたCOP21<sup>\*1</sup>において「パリ協定」が合意に至ったことを受け、国は2050年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを表明し「地域脱炭素ロードマップ<sup>\*2</sup>」を示すとともに、三重県においても脱炭素宣言が出されるなど、脱炭素社会<sup>\*3</sup>に向けた取り組みが加速しています。そのような中で本市は令和3年（2021年）6月に地球温暖化対策や一般廃棄物処理、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、環境に関する様々な側面を一体的に整理した「第2次亀山市環境基本計画」を策定しました。今後は、第2次亀山市環境基本計画に基づき、環境政策を横断的かつ総合的に推進する必要があります。
- 本市では、環境家計簿「エコライフチェック」や亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）等の展開を通じ、市民の省エネルギー行動の促進を中心に地球温暖化の防止対策を推進してきました。こうした中、国・県が2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指しており、本市においても脱炭素社会の実現を目指した具体的な取り組みを進めていく必要があります。
- 温室効果ガスの削減を進めるためには再生可能エネルギーの活用は不可欠です。その一方で施設を設置をめぐっては、環境や景観、防災面への懸念等から地域住民との関係が悪化するなど、様々な問題が顕在化しています。こうしたことから再生可能エネルギーの導入に当たって、本市の豊かな自然環境や生活環境との調和を図りながら進めていく必要があります。
- 本市では、事業活動に伴う環境負荷を低減するため、市内事業者と環境保全協定を締結し、継続的な監視・指導を行っています。また、亀山市地区衛生組織連合会や自治会と連携し、不法投棄の監視・回収を行うなど、市内の環境美化に努めています。今後も、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場で、相互に連携しつつ、環境負荷の少ない社会に向けた取り組みを進めることが必要です。
- 本市では、山元還元<sup>\*4</sup>方式による溶融飛灰<sup>\*5</sup>の全量再資源化により最終処分量・ゼロを維持するとともに、食品ロス削減への取り組みや雑がみの分別回収の導入等、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭ごみが増加傾向にあるとともに、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されるなど、ごみの減量化やリサイクルに対する重要性は高まっており、様々な主体と連携しながら廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の取り組みを一層強化していく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は老朽化が進行しており、ごみ溶融処理施設は令和11年度に、衛生公苑し尿処理施設は令和13年度に稼働計画の最終年度を迎え、また、粗大ごみ破碎処理施設等の施設についても老朽化により稼働に支障をきたしている状況です。今後も継続して適正に廃棄物処理を進

\*1 2015（平成27）年に開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議。開催されたパリにおいて締結された、新しい気候変動の抑制に関する国際的な協定をパリ協定という。

\*2 地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。

\*3 地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をゼロにする社会のこと。政府は2050年までに温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

\*4 廃棄物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること。

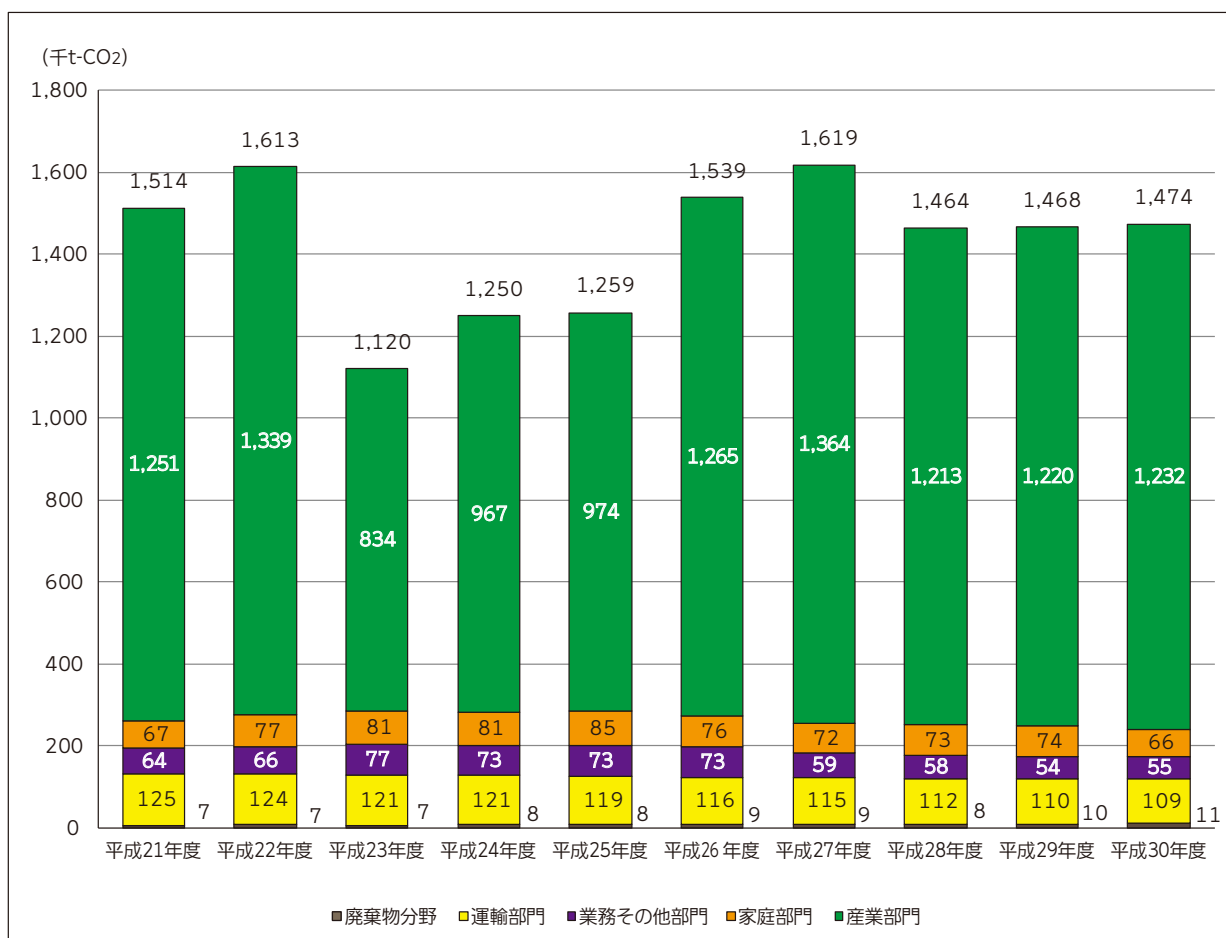
\*5 廃棄物を溶融処理する際に、集塵機により捕そくされたダストのこと。



めていくため、施設の長寿命化対策を進めるとともに、今後の施設の在り方や処理方法等について方向性を検討していく必要があります。

- 本市では、大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理を見据え、最終処分場の残余容量を確保するため、保管している固化飛灰の処理に試行的に取り組んでいます。今後も平時から処理を進め、最終処分場の残余容量を確保するとともに、八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられたごみについても、引き続き掘起し処理を進める必要があります。

■部門・分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の推移



(資料：環境課)

## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (8) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築

## 施策の方向

## ① 高度な低炭素社会\*1の構築

- ◆市民、事業者、団体、関係機関、行政等の多様な主体が参画する検討組織を設置し、環境政策の効果的・効率的な推進を図ります。
- ◆家庭からの二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギー・省資源行動を促進します。また、省エネ製品の買い替え等、COOL CHOICE（賢い選択）によるライフスタイルの低炭素化を促進します。
- ◆産業活動に伴う二酸化炭素の排出量を削減するため、事業所における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・省資源行動を促進します。
- ◆公共施設のLED化や電気自動車の導入等、市における低炭素化を推進します。
- ◆豊かな自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、再生可能エネルギーの活用と適正導入を促進するための制度を構築します。
- ◆生活、社会、経済、自然環境等に影響を及ぼす気候変動について、その適応に向けた様々な主体による行動を促すため、気候変動に対する危機意識の向上を図ります。

## ② 生活環境の保全

- ◆市民の健康で安全な生活環境が保たれるよう、事業所との環境保全協定の締結・更新を進め、事業所に対する指導及び監視を行うとともに、市内における大気・水質・騒音・振動等の調査と監視により公害の未然防止に努めます。
- ◆市民・事業者・行政の連携と協力による地域に最適な環境美化システムを構築し、環境美化を推進します。

## ③ ごみの減量化とリサイクルの推進

- ◆市民・事業者と協働して、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進します。また、新たに、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの分別収集と再資源化を進めます。
- ◆市民生活に密接に関わる販売・消費における食品ロスに焦点をあて、市民・事業者・行政の連携・協力による食品ロス削減のための仕組みづくりを進めます。
- ◆ごみ溶融処理施設から発生する溶融飛灰\*2を、山元還元\*3方式による全量再資源化することにより、「最終処分量・ゼロ」を維持します。

## ④ 廃棄物処理施設の適正管理

- ◆廃棄物処理施設の主要な設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努め、安全・安心で効率的な廃棄物処理に取り組みます。
- ◆ごみ溶融処理施設の稼働終了を見据え、次期施設の整備にかかる方向性を整理します。
- ◆破碎粗大ごみの適正な中間処理を継続するため、老朽化した破碎処理施設等の適正運用を図ります。
- ◆八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられたごみの再処理を進めるとともに、大規模災害時に備え、総合環境センター最終処分場の残余容量の確保に努めます。

\*1 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

\*2 廃棄物を溶融処理する際に、集塵機により捕そくされたダストのこと。

\*3 廃棄物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
LED照明を導入した公共施設数（累計）	4施設 (令和2年度末現在)	70施設 (令和7年度末現在)
環境保全協定の新規締結及び更新数（累計）	—	20件 (令和7年度末現在)
1人1日当たりのごみ排出量	967g/人・日 (令和2年度)	910g/人・日 (令和7年度)
ごみの資源化率	29.3% (令和2年度)	34.0% (令和7年度)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (9) 自然との共生



## 目指す姿

豊かな自然の恵みが良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

## 現状と課題

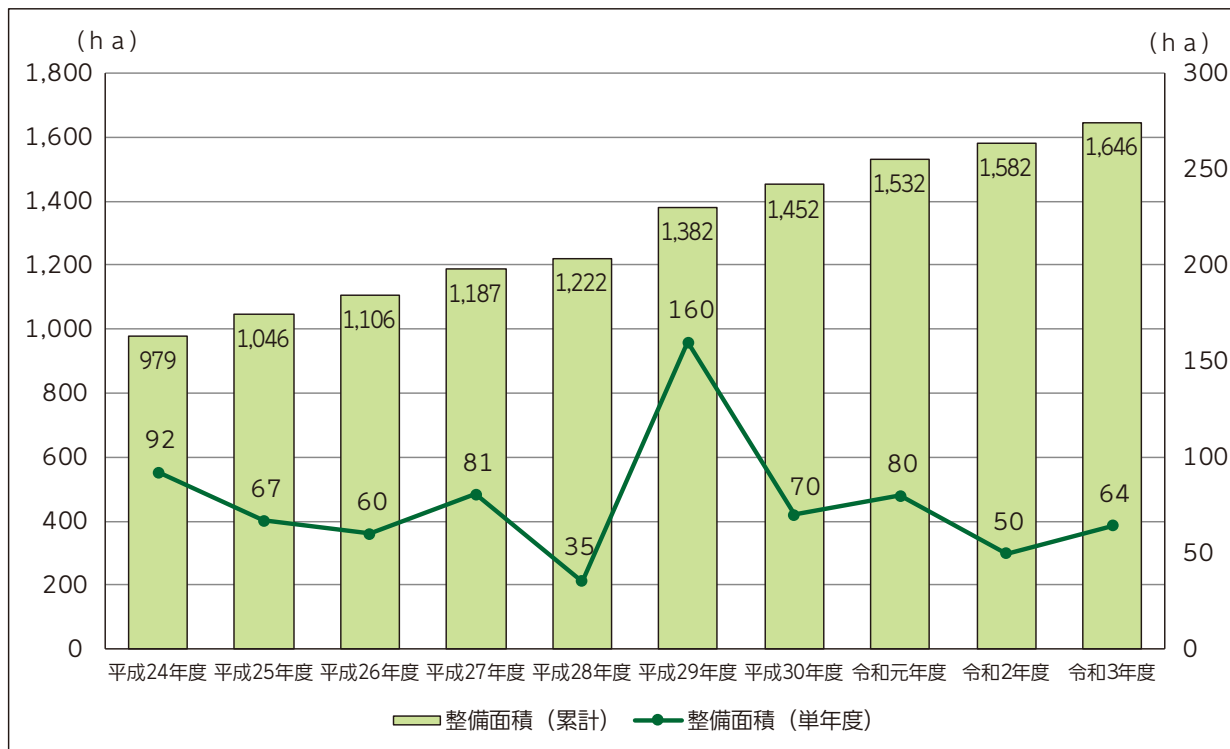
- 本市では、鈴鹿川等源流域をはじめとした森林や河川等の豊かな自然環境に恵まれています。こうした中、平成31年3月に「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、鈴鹿川等源流域の自然環境をかけがえのない財産として守り次世代に継承する理念や各主体の役割を明らかにするとともに、産学民官で組織した「鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会」と連携・協力し、自然環境等の保全活動を推進しています。今後も引き続き活動に取り組むとともに、保全に向けた活動をより具体化していく必要があります。
- 本市では、平成31年4月に森林所有者による適切な管理が困難な森林について自治体が主体となって管理を行う「森林経営管理制度<sup>\*1</sup>」がスタートしたことを受け、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業を鈴鹿川等源流域において進めています。また、市域の環境林については国の交付金等を活用した森林環境創造事業によりその整備に取り組み、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図り、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を財源とした森林環境教育を進めてきました。今後も森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、多様な財源を有効に活用し森林整備と森林保全の意識醸成を図っていく必要があります。
- 本市では、農地の持つ自然環境の保全や良好な景観形成機能等の多面的な機能の維持・発揮を図るため、中山間地域における農業生産活動や地域における農地維持活動等を支援しています。一方、市全体では耕作放棄地は増加傾向にあるとともに、農地保全の取り組みを担う組織が高齢化等により持続可能な保全活動を行うことが困難になってきており、担い手の育成・確保が求められています。
- 本市では、生物多様性の確保に向けた取り組みとして環境関連団体と連携・協力し、外来種の駆除や希少種の保護・増殖に取り組んでいます。しかし、生物多様性といった言葉や考え方は広く知られていないとは言えず、その重要性への理解を浸透させていく必要があります。また、令和3年6月には生物多様性に関する取り組みの一層の推進を図るため、第2次亀山市環境基本計画に内包する形で「亀山市生物多様性地域戦略<sup>\*2</sup>」を策定しました。今後は、様々な主体と連携を図りながら、生物多様性の保全に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、自然公園である亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公園「やまびこ」でのイベント開催や、近年では亀山7座トレイルを整備・活用したエコツーリズム等、市民に豊かな自然とのふれあいの場と機会を提供しています。今後もより多くの市民が自然と触れ合い、自然への理解を進めてもらおう機会を創出し、持続可能な社会の創り手を育てていく必要があります。

\*1 経営管理を行う必要があると考えられる森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度。

\*2 生物多様性基本法において地方公共団体の策定が努力義務とされている、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。



■環境林整備面積の推移



(資料：農林振興課)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (9) 自然との共生

## 施策の方向

## ① 鈴鹿川等源流域の保全・継承

- ◆ 鈴鹿川等源流域の森林づくり協議会の自然環境等の保全活動を支援します。
- ◆ 鈴鹿川等源流域の自然環境を保全するため、域内における開発行為に対する市独自の環境アセスメント制度\*1を構築します。

## ② 森林・里山・農地の保全

- ◆ 森林が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、森林整備に取り組みます。
- ◆ ウッドチップターの活用等、市民団体等による里山・竹林保全活動を支援します。
- ◆ 農業・農村地域の持つ自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するため、農地、水路、農道等の地域資源の保全活動を支援します。

## ③ 多様な生態系の保全

- ◆ 市内に生息する野生動植物の生息状況を調査するとともに、市民団体や事業者と連携し、希少野生動植物の計画的な保護・増殖を図ります。
- ◆ 多様な生態系を保全するため、市民活動団体等が行う外来生物の駆除活動を支援します。
- ◆ 様々な媒体や機会を通じて、市民の生物多様性に対する認知度の向上を図ります。

## ④ 環境教育の推進

- ◆ 里山公園や森林公園を適切に管理するとともに、豊かな自然資源や自然公園等をフィールドとして、市民活動団体等と連携し、環境保全に関する多面的な環境教育に取り組みます。



\*1 開発事業の内容決定に当たり、環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。



【成果指標】

指標	現状値	目標値
鈴鹿川等源流の森林づくり協議会による取り組みへの参加者数	199人 (令和2年度)	300人 (令和7年度)
森林整備面積(累計)	1,646ha (令和3年度末現在)	2,040ha (令和7年度末現在)
環境に関するイベント等への参加者数	4,460人 (令和2年度)	9,000人 (令和7年度)



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (10) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進



## 目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって歴史文化を生かしたまちづくりを進めています。

## 現状と課題

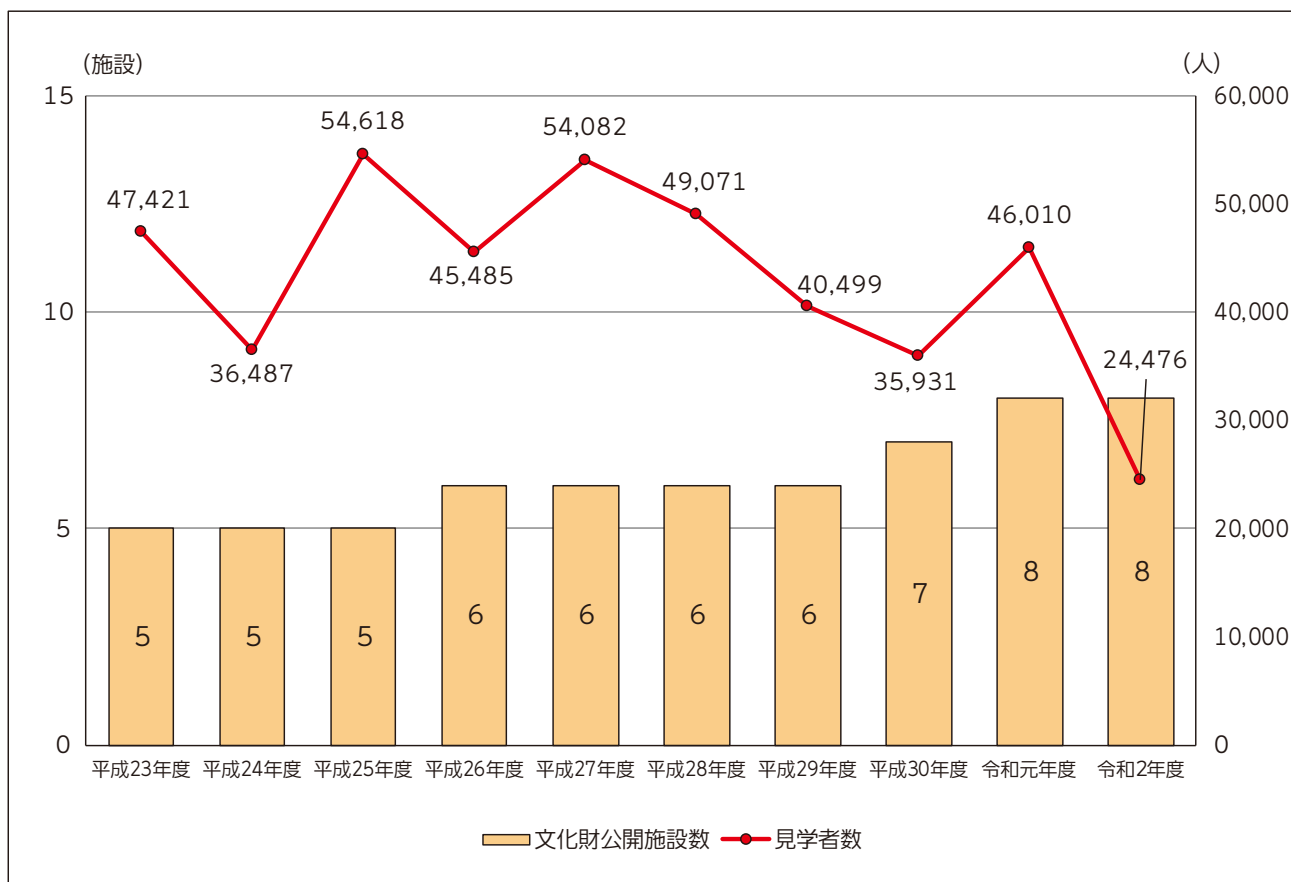
- 街道のまちとしての歴史をもつ本市では、東海道とその沿道に特色ある歴史文化資産が存在し、歴史的な景観を形成しており、「『東海道歴史文化回廊\*1』の保存・整備基本計画」や、「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づく様々な取り組みを展開しています。今後はこれらの計画等に基づき、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル変革の進展も踏まえながら「今も生きつづける街道文化」の維持及び向上を一層図っていく必要があります。
- 関宿重要伝統的建造物群保存地区では、関宿の歴史的風致を形成する重要な要素である関の山車会館を整備することで、市の民俗文化財である「関の山車」の保存や祭囃子等の伝承活動の拠点づくりを実現しました。また、関宿「関の山車」保存会が小・中学校等で実演や指導等を行うことで地域の伝統文化を伝えることができ、保存団体の活性化や新たな担い手の発掘につながることを期待されます。引き続き、修理修景事業を着実に実施し、防火・防災の意識を高めつつ、まちなみの保存を支える技術者・技能者の育成や歴史的風致を生かした文化的な取り組みを行う必要があります。
- 本市には、古代三関の一つである鈴鹿関が置かれ、近年発掘された西辺築地の一部が令和3年3月に国の史跡に指定されました。今後は全体像の解明に取り組みつつ市内外へ情報発信に努めるとともに地域の理解を得ながら保存管理を行い、その活用の方法を検討する必要があります。また、少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承においては、指導者や担い手の不足が懸念されていること等の課題についても解消に向け取り組みを進めていく必要があります。
- 未指定の文化財がその価値を見い出されないまま失われつつある中、平成31年4月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村の策定する文化財保存活用地域計画により未指定文化財の確実な継承が期待されています。本市においても、地域の文化財について周辺環境も含めた総合的な保存管理や活用が求められます。
- 歴史博物館では、これまで様々な企画展の開催等を通じ、歴史や文化を学ぶ機会を提供しているだけでなく、学校と連携し、子どもたちの地元の歴史や文化の学びにつなげています。また、ホームページにおいて近世近代史料データを公開しており、誰もが手軽に歴史情報を活用できる環境を充実させています。今後は、ICT\*2を活用した史資料の管理を行うとともに、引き続き、地域や学校と連携し地元の歴史や文化を学ぶ機会を確保していく必要があります。また、亀山市史や図書館における地域文化に関する情報コンテンツを活用して、まちのあゆみと今をつなぐまちの記録を編さんし、本市に暮らす人がより亀山市を知り故郷に誇りを持てるよう取り組んでいく必要があります。

\*1 「東海道」を基軸に地域の歴史、文化、自然などの資産（歴史文化資産）を、人々の興味と関心の湧く様々なストーリーでつなぎ、暮らしや活動のなかで守り生かしていくことで、地域に、そして亀山市に交流の輪と一体感を醸成していくしくみのこと。

\*2 Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。



■ 東海道沿道における文化財公開施設数と見学者数の推移



(資料：文化課)



# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (10) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

### 施策の方向

#### ①東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上

- ◆本市の歴史的風致の基軸である東海道を中心とした街道の連続性や宿場間の一体感を確保するため、街道の環境整備や文化財の保護に取り組みます。
- ◆地域の歴史文化資産への気づきや学びを通じ、市民、地域、市民活動団体等との連携・協働や地域の歴史文化資産の保存・活用を進めるとともに、歴史文化資産の保存活動団体等の支援や、団体間の連携・交流を深める活動を促進します。
- ◆祭礼や伝統行事等、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手の育成に努めます。

#### ②関宿重要伝統的建造物群保存地区の保護の推進

- ◆関宿重要伝統的建造物群保存地区に存する伝統的建造物等について、保存・活用を図るとともに、防災対策を進めます。
- ◆歴史的景観と生活環境の調和を図るため、関宿重要伝統的建造物群保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成を推進します。
- ◆関の山車会館を拠点として、関の山車の保存活動団体や地域と連携し、その保存・伝承活動や関宿への来訪者との交流活性化を図ります。

#### ③鈴鹿関跡等の文化財の保存と活用

- ◆国史跡に指定された鈴鹿関跡、その他重要遺跡の学術的な調査研究を進めるとともに、市内外への情報発信や地元保存団体等との協働による鈴鹿関跡等の保存・活用に取り組みます。
- ◆地域の歴史を伝える文化財を適切に保存し、その活用に取り組むとともに、地域の伝統芸能や祭礼行事など無形文化財\*<sup>1</sup>等の保存・伝承が進められるよう、保存団体の活動や次代の担い手の育成に対する支援を行います。
- ◆市の豊かな自然を象徴する国指定天然記念物ネコギギ\*<sup>2</sup>について、生息状況の調査を進めるとともに、保護増殖に取り組みます。
- ◆文化財等に対する市民の意識を高めるため、様々な媒体や機会をとらえた広報啓発活動を展開するとともに、文化財等を周遊できる環境づくりを進めます。

#### ④歴史資料の公開・活用による地域や学校との連携

- ◆歴史資料をデジタル化し、ホームページでの公開活用を図るとともに、実物資料と併せて学校や地域の歴史学習に生かします。
- ◆収蔵品を適切に管理し、企画展示等を通じた郷土の歴史の掘り起こしを行うなど、新たな切り口での歴史テーマの発信と学習機会の提供に取り組みます。
- ◆歴史博物館と図書館の連携を軸に、市民の歴史や風土への理解や愛着と誇りの醸成につながるまちの記録を編さんします。

\*1 文化財保護法や地方公共団体の条例における文化財の種類の一つで、音楽や工芸技術などの無形の文化的所産のこと。

\*2 世界で伊勢湾と三河湾に注ぐ川にしか分布していないという、極めて貴重な魚のこと。

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
街道沿道における文化財公開施設見学者数	24,476人 (令和2年度末現在)	30,000人 (令和7年度末現在)
関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	59.0% (令和2年度末現在)	66.0% (令和7年度末現在)
国・県・市の指定等を受ける文化財の数	136件 (令和2年度末現在)	138件 (令和7年度末現在)
史資料を活用し学校や地域の歴史学習を実施した回数	—	120回 (令和7年度)

